

議案第18号

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鹿屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の条項を改めたいので、本案を提出するものである。